

別 添

12月11日説明会後の見直し内容について

○利用方法の見直し

説明会の内容		
遊漁船の係留場所	釣り客の乗降場所	釣り客の駐車場
賀露1号物揚場	6号岸壁	千代地区ボートパークの駐車場 又は 6号岸壁エプロン
千代地区ボートパーク(一時係留場所含む)		
賀露地区ボートパーク		



※赤文字・アンダーラインが説明会からの変更箇所

見直し後			
遊漁船の係留場所	釣り客の乗降場所	釣り客の駐車場	
賀露1号物揚場	<u>賀露1号物揚場</u>	<u>賀露1号物揚場エプロン</u>	
	6号岸壁	千代地区ボートパークの駐車場 又は 6号岸壁エプロン	
千代地区ボートパーク	<u>陸域の利用者で水域の一時係留許可を得る利用者</u>		<u>千代地区ボートパーク内一時係留場所</u>
	<u>陸域の利用者で上記以外の者</u>		<u>鳥取マリーナ周辺又は6号岸壁</u>
	<u>水域の利用者</u>	<u>棧橋又は6号岸壁</u>	
賀露地区ボートパーク	6号岸壁		